



2024年2月22日

各位

会社名 株式会社ペイロール
代表者名 代表取締役社長 湯浅 哲哉
(コード番号：4489 東証グロース)
問合せ先 取締役 影山 貴裕
(TEL：03-5520-1400)

(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更のお知らせ

当社が、2024年1月24日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」について、株式会社TAアソシエイツジャパン1号(以下「公開買付者」といいます。)が、本日付で、当社の株主である株式会社アイネット(以下「アイネット」といいます。)との間で、公開買付者が2024年1月25日に開始した当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権(注)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の成立の可能性を高める目的で、アイネットが本公開買付け及びその後に予定される株式併合の後に当社の株主として残ることを避ける観点から、アイネットが所有する当社株式(所有株式数:1,000,000株、所有割合:5.43%)の一部(所有株式数:279,100株、所有割合:1.52%)を本公開買付けに応募すること、及び、当該応募に係る当社株式以外に所有する全ての当社株式(所有株式数:720,900株、所有割合:3.92%)は本公開買付けに応募しないものの、本公開買付け後に当社の株主を公開買付者及び当社の代表取締役社長であり当社の株主である湯浅哲哉氏(以下「湯浅氏」といいます。)のみとするための手続に協力することを内容とする契約を締結したこと、公開買付者が、買付予定数を変更し、かつ、当該アイネットが応募しない当社株式の数に相当する分だけ買付予定数の下限を引き下げることを決定したこと(変更前の買付予定数:17,409,601株(所有割合:94.61%)、変更後の買付予定数:16,688,701株(所有割合:90.69%)、引下げ前の買付予定数の下限:11,275,800株(所有割合:61.28%)、引下げ後の買付予定数の下限:10,554,900株(所有割合:57.36%))、並びに、本公開買付けの成立後に臨時株主総会を開催する場合の開催予定時期が変更されたことに伴い、変更すべき事項が生じたので、下記のとおり変更いたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2017年12月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権(行使期間は2019年12月16日から2027年12月13日まで)
- ② 2017年12月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(行

使用期間は2019年12月16日から2027年12月13日まで)

- ③ 2017年12月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(行使期間は2019年12月16日から2027年12月13日まで)

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

また、公開買付者及び公開買付者親会社、並びにTAが投資助言を行う投資ファンドであり、本公開買付けの成立を条件として公開買付者親会社に出資を予定しているTAファンドは、当社の第8位株主である湯浅氏との間で、本日付で、湯浅氏が所有する当社株式(所有株式数:726,000株、所有割合:3.95%)及び本新株予約権(所有新株予約権数:2,660個(目的となる株式数:266,000株、所有割合:1.45%))の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含みます。)(以下「本不応募株式等」といいます。))を本公開買付けに応募しない旨並びに本スクイーズアウト手続(以下に定義します。))及び本取引後の当社の組織再編の実施等について定める不応募契約(以下「本不応募契約」といいます。))を締結しているとのことです。本不応募契約及び本不応募契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本不応募契約」及び「②本不応募契約」をご参照ください。

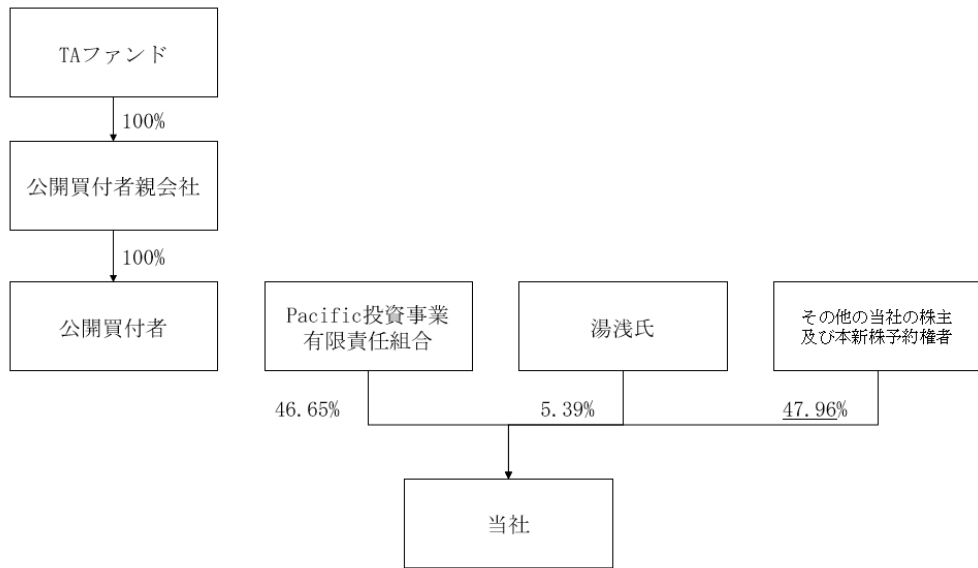
本公開買付けにおいては、公開買付者は、11,275,800株(所有割合:61.28%)を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。))の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が当社株式及び本新株予約権の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募株式等を除きます。))を取得することを企図しているとのことです。買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。なお、買付予定数の下限(11,275,800株)は、当社潜在株式勘案後株式総数(18,401,601株)に係る議決権数(184,016個)に3分の2を乗じた数(122,678個、小数点以下を切り上げ)から湯浅氏が所有する当社株式(726,000株)及び本新株予約権の目的となる当社株式(266,000株)の合計(992,000株)に係る議決権数(9,920個)を控除した数(112,758個)に100を乗じた数としているとのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者が、本

公開買付けにおいて、当社株式及び本新株予約権の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募株式等を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者及び湯浅氏のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しているところ、本スクイーズアウト手続の一環として株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者及び湯浅氏が当社の総株主の議決権の3分の2以上に係る当社株式を所有することとなるようにするためとのことです。

なお、公開買付者は、本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とし、湯浅氏に対する合併対価を公開買付者の普通株式とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施し、本合併の完了後、公開買付者親会社を株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とし、公開買付者親会社の普通株式を株式交換の対価として、これを株式交換の実施時点において公開買付者の株主となる湯浅氏に対して交付する株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。但し、下記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本株式併合（以下に定義します。以下同じです。）の結果、公開買付者のみが当社の株主となった場合、本取引後に湯浅氏が本株式併合により1株未満の端数となった部分に相当する株式の対価として受領した金銭の一部を公開買付者親会社に再出資（以下「本再出資」といいます。）し、かつ、公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することにより、本取引並びに本合併及び本株式交換により企図していた公開買付者親会社、公開買付者及び当社の株主構成と実質的に同等の株主構成を実現するために必要な手続を実施することを予定しているとのことです。本日現在、当該手続に関する具体的な日程等の詳細については未定とのことです。

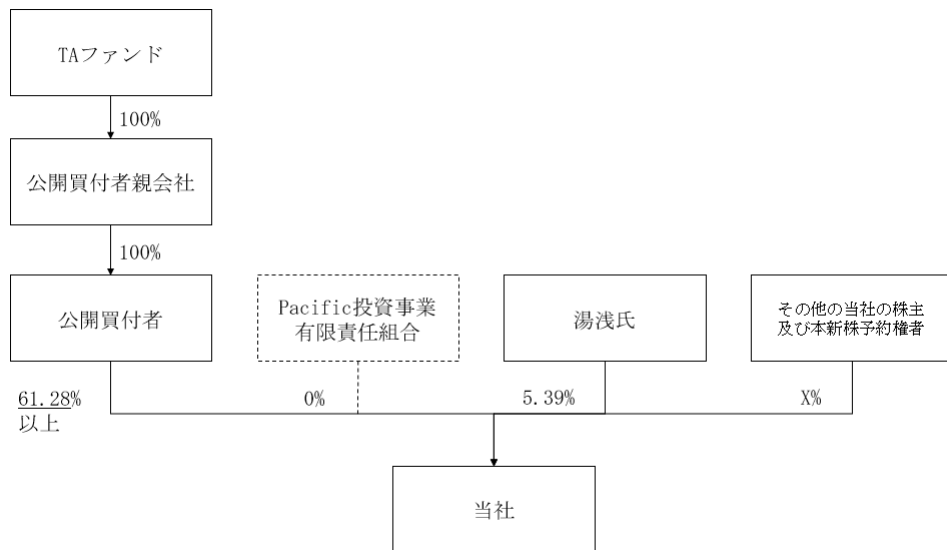
< 中略 >

I. 本公開買付けの実行前（現状）

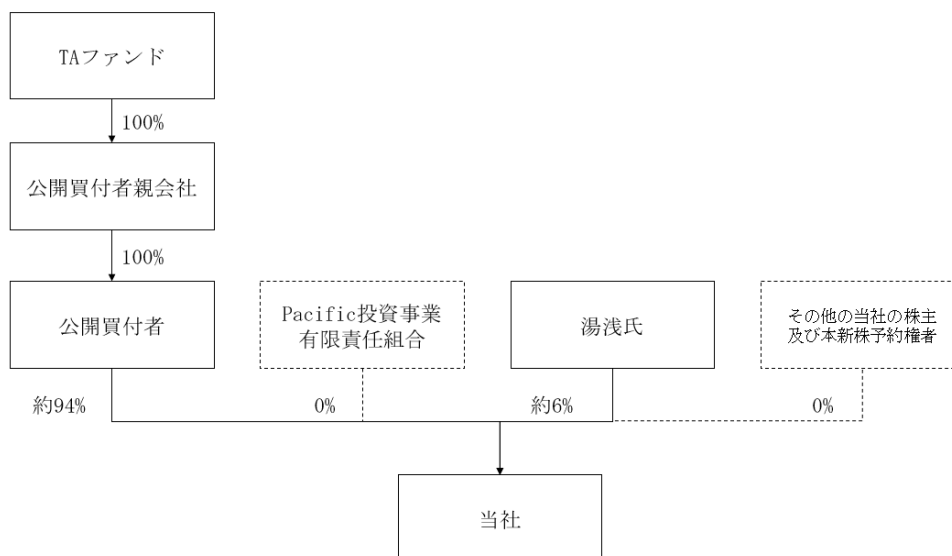


< 中略 >

II. 本公開買付けの実行後



III. 本スクイーズアウト手続の実行後



公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式及び本新株予約権の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募株式等を除きます。）を取得できなかった場合には、当社に対して、本株式併合の手続を実行することにより当社の株主を公開買付者及び湯浅氏のみとするための手続を要請する予定とのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

また、公開買付者及び公開買付者親会社、並びにTAが投資助言を行う投資ファンドであり、本公開買付けの成立を条件として公開買付者親会社に出資を予定しているTAファンドは、当社の第8位株主である湯浅氏との間で、本日付で、湯浅氏が所有する当社株式（所有株式数：726,000株、所有割合：3.95%）及び本新株予約権（所有新株予約権数：2,660個（目的となる株式数：266,000株、所有割合：1.45%））の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含みます。）（以下「本不応募株式等（湯浅氏）」といいます。）を本公開買付けに応募しない旨並びに本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）及び本取引後の当社の組織再編の実施等について定める不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結しているとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、当社の第6位株主である株式会社アイネット（以下「アイネット」といいます。）（所有株式数：1,000,000株、所有割合：5.43%）との間で、2024年2月22日付で、アイネットが本株式併合（以下に定義します。以下同じです。）後に当社の株主として残ることを避ける観点から、本公開買付

けの終了後にアイネットの所有する株式数が湯浅氏の所有する株式数を下回るよう、アイネットが所有する当社株式の一部（所有株式数：279,100株、所有割合：1.52%、以下「本応募株式（アイネット）」といいます。）を本公開買付けに応募すること、及び、当該応募に係る当社株式以外に所有する全ての当社株式（所有株式数：720,900株、所有割合：3.92%、以下「本不応募株式（アイネット）」といい、本不応募株式等（湯浅氏）と併せて、「本不応募株式等」と総称します。）は本公開買付けに応募しないもの、本スクイーズアウト手続に協力することを内容とする応募・不応募契約（以下「本応募・不応募契約」といいます。）を締結しているとのことです。

本応募契約、本不応募契約及び本応募・不応募契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本応募契約」、「②本不応募契約」及び「③本応募・不応募契約」をご参照ください。

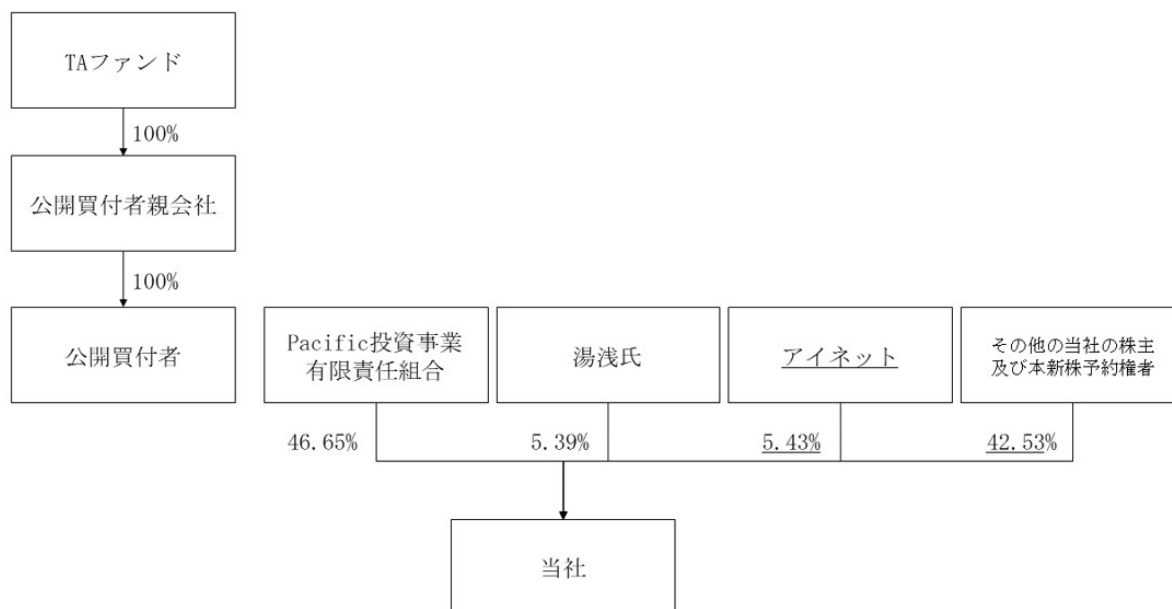
本公開買付けにおいては、公開買付者は、10,554,900株（所有割合：57.36%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が当社株式及び本新株予約権の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募株式等を除きます。）を取得することを企図しているとのことです。買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。なお、買付予定数の下限（10,554,900株）は、当社潜在株式勘案後株式総数（18,401,601株）に係る議決権数（184,016個）に3分の2を乗じた数（122,678個、小数点以下を切り上げ）から湯浅氏が所有する当社株式（726,000株）及び本新株予約権の目的となる当社株式（266,000株）並びにアイネットが所有する本不応募株式（アイネット）（720,900株）の合計（1,712,900株）に係る議決権数（17,129個）を控除した数（105,549個）に100を乗じた数としているとのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者が、本公開買付けが成立した場合には、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者及び湯浅氏のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しているところ、本スクイーズアウト手続の一環として株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者、湯浅氏及びアイネットが当社の総株主の議決権の3分の2以上に係る当社株式を所有することとなるようにするためとのことです。

なお、公開買付者は、本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者を吸収合併存続会

社、当社を吸収合併消滅会社とし、湯浅氏に対する合併対価を公開買付者の普通株式とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施し、本合併の完了後、公開買付者親会社を株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とし、公開買付者親会社の普通株式を株式交換の対価として、これを株式交換の実施時点において公開買付者の株主となる湯浅氏に対して交付する株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。但し、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本株式併合の結果、公開買付者のみが当社の株主となった場合、本取引後に湯浅氏が本株式併合により1株未満の端数となった部分に相当する株式の対価として受領した金銭の一部を公開買付者親会社に再出資（以下「本再出資」といいます。）し、かつ、公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することにより、本取引並びに本合併及び本株式交換により企図していた公開買付者親会社、公開買付者及び当社の株主構成と実質的に同等の株主構成を実現するために必要な手続を実施することを予定しているとのことです。本日現在、当該手続に関する具体的な日程等の詳細については未定とのことです。

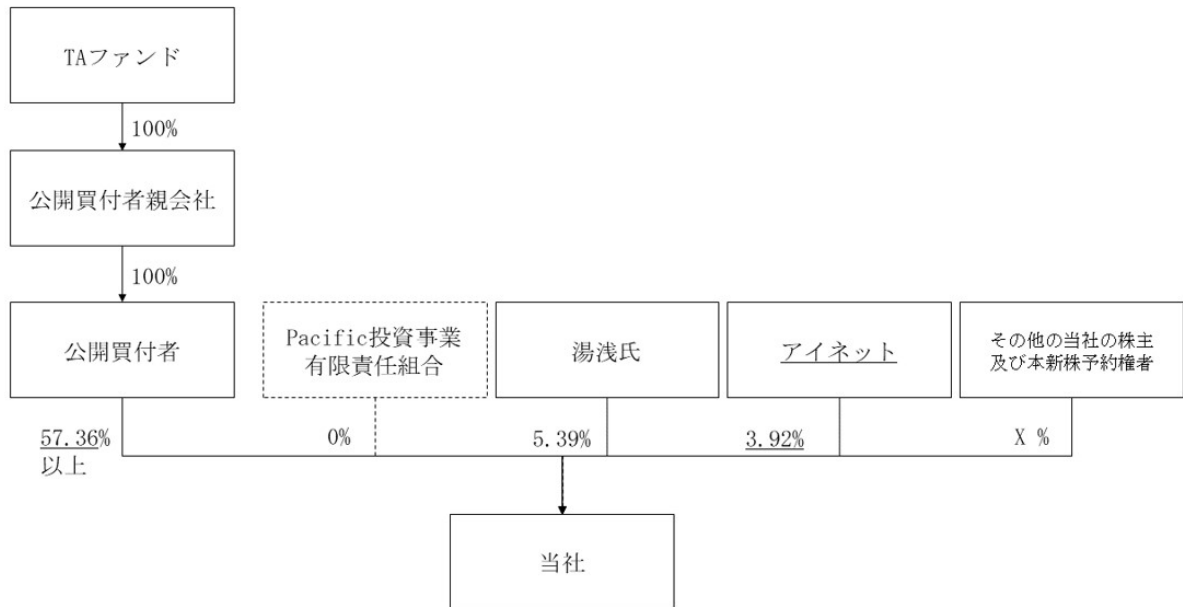
<中略>

I. 本公開買付けの実行前（現状）

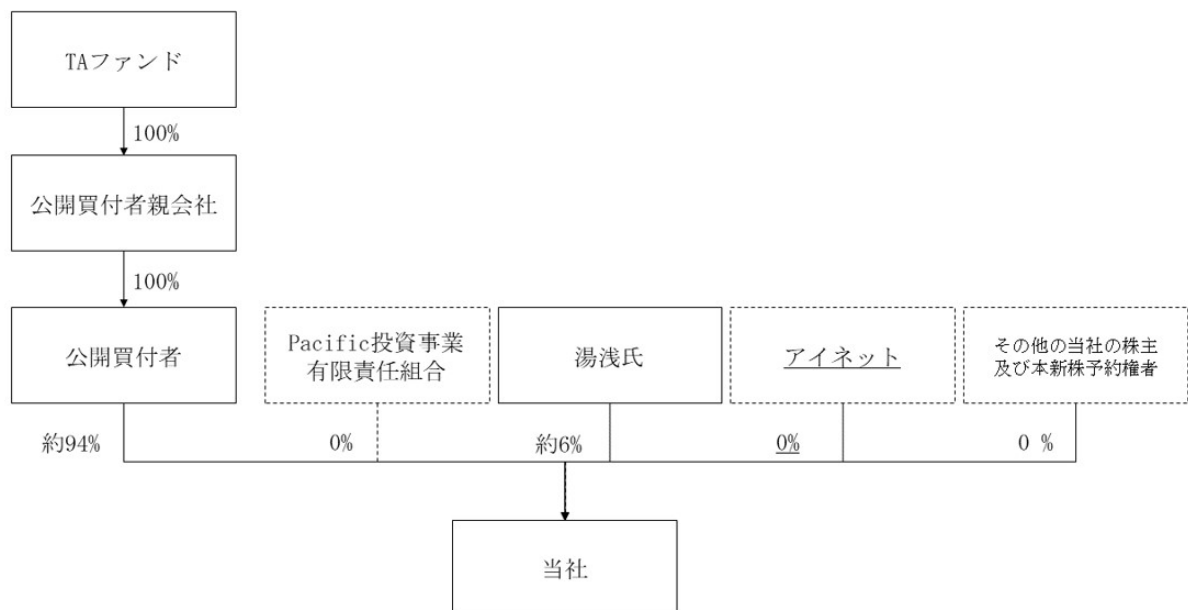


<中略>

II. 本公開買付けの実行後



III. 本スクイーズアウト手続の実行後



公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、当社に対して、本株式併合の手続を実行することにより当社の株主を公開買付者及び湯浅氏のみとするための手続を要請する予定とのことです。

<後略>

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

<前略>

その後、TAは、クレアシオン・キャピタルとの間で複数回の協議・交渉を重ねた結果、2024年1月12日、クレアシオン・キャピタルが、本公開買付け価格を1,380円として本公開買付けへの応募合意に応じる旨の意向であることを確認したとのことです。そこで、公開買付者及びPacific投資事業有限責任組合は、本日付で本応募契約を締結したとのことです。本応募契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本応募契約」をご参照ください。

(変更後)

<前略>

その後、TAは、クレアシオン・キャピタルとの間で複数回の協議・交渉を重ねた結果、2024年1月12日、クレアシオン・キャピタルが、本公開買付け価格を1,380円として本公開買付けへの応募合意に応じる旨の意向であることを確認したとのことです。そこで、公開買付者及びPacific投資事業有限責任組合は、本日付で本応募契約を締結したとのことです。本応募契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本応募契約」をご参照ください。

また、公開買付者は、本公開買付けの開始直後から、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、当社の既存株主に対して、本公開買付けへの応募を促すことについて検討したとのことです。当該検討の結果、公開買付者は、当社の第6位株主であり、当社株式の所有割合が相対的に高いアイネット（所有割合：5.43%）に本公開買付けの概要を説明し、本公開買付けへの応募を促すことを湯浅氏に依頼したとのことです。公開買付者による当該依頼を受けて、湯浅氏は、2024年2月7日、アイネットに対して、本公開買付けを含む本取引の概要の説明を行い、アイネットが所有する当社株式の本公開買付けへの応募に関する初期的な依頼を行ったところ、アイネットから、本取引に協力することにつき、前向きに検討する旨の回答を得たとのことです。そこで、公開買付者、湯浅氏及びアイネットは、2024年2月16

日から、アイネットが所有する当社株式の本公開買付けへの応募に関する具体的な協議を開始したとのことです。かかる協議において、公開買付者及び湯浅氏は、アイネットに対して、少なくとも、アイネットが本株式併合後に当社の株主として残ることを避ける観点から、本公開買付けの決済開始日後にアイネットの所有する当社株式の数が湯浅氏の所有する当社株式の数を下回るよう、アイネットがその所有する当社株式の一部を本公開買付けに応募し、残りの当社株式については不応募としつつ、本公開買付け後の本臨時株主総会にて本株式併合の実施に賛成する旨の議決権行使を行うことを求めたところ、アイネットから、これらに応じる意向がある旨の回答を得たとのことです。そこで、公開買付者及びアイネットは、2024年2月22日付で、アイネットが、本応募株式（アイネット）（所有株式数：279,100株、所有割合：1.52%）を本公開買付けに応募する旨、及び、本不応募株式（アイネット）（所有株式数：720,900株、所有割合：3.92%）は本公開買付けに応募しないものの、本スクイズアウト手続に協力する旨を定めた本応募・不応募契約を締結したとのことです。本応募・不応募契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「③本応募・不応募契約」をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）
(変更前)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、当社株式及び本新株予約権の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募株式等を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の本スクイズアウト手続により、当社の株主を公開買付者及び湯浅氏のみとすることを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2024年4月下旬を目途に開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在において、2024年3月中旬を予定しているとのことです。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを当社に要請する予定とのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び湯浅氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの成立後、以下の本スクイーズアウト手続により、当社の株主を公開買付者及び湯浅氏のみとすることを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を 2024 年 5 月上旬を目途に開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在において、2024 年 3 月中旬を予定しているとのことです。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを当社に要請する予定とのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者、湯浅氏及びアイネットは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(変更前)

<前略>

② 本不応募契約

<中略>

(I) 本不応募株式等の不応募及び本スクイーズアウト手続に係る合意

本不応募契約は、本不応募株式等の不応募及び本スクイーズアウト手続に関し、以下の事項を定めているとのことです。

- (i) 湯浅氏は、公開買付者が開始する本公開買付けにおいて、本不応募株式等を応募しない。

<中略>

(III) 当社株式の取扱い

本不応募契約は、当社株式の取扱いに関し、以下の事項を定めているとのことです。

- (i) 湯浅氏は、本不応募株式等の全部又は一部について、公開買付者、公開買付者親会社及び TA ファンドの書面による同意のない限り、譲渡、移転、承継、貸与、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

<後略>

(変更後)

<前略>

② 本不応募契約

<中略>

(I) 本不応募株式等 (湯浅氏) の不応募及び本スクイーズアウト手続に係る合意

本不応募契約は、本不応募株式等 (湯浅氏) の不応募及び本スクイーズアウト手続に関し、以下の事項を定めているとのことです。

(i) 湯浅氏は、公開買付者が開始する本公開買付けにおいて、本不応募株式等 (湯浅氏) を応募しない。

<中略>

(III) 当社株式の取扱い

本不応募契約は、当社株式の取扱いに関し、以下の事項を定めているとのことです。

(i) 湯浅氏は、本不応募株式等 (湯浅氏) の全部又は一部について、公開買付者、公開買付者親会社及び TA ファンドの書面による同意のない限り、譲渡、移転、承継、貸与、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

<中略>

③ 本応募・不応募契約

公開買付者は、2024年2月22日付で、アイネットとの間で、本応募・不応募契約を締結しているとのことです。本応募・不応募契約において、アイネットは、公開買付者との間で、本応募株式(アイネット)(所有株式数:279,100株、所有割合:1.52%)を本公開買付けに応募(以下「本応募(アイネット)」といいます。)する旨、及び、本不応募株式(アイネット)(所有株式数:720,900株、所有割合:3.92%)は本公開買付けに応募しないものの、本スクイーズアウト手続に協力する旨の合意をしているとのことです。なお、本応募・不応募契約を除いてアイネットとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はないとのことです。

本応募・不応募契約の概要は、以下のとおりとのことです。

(I) アイネットの応募及び不応募

本応募・不応募契約において、アイネットは、遅くとも公開買付期間の末日の5営業日前までに、本応募(アイネット)をするものとされているとのことです。また、アイネットは、本応募(アイネット)後、本応募(アイネット)を撤回せず、本応募株式(アイネット)の買付け等に係る契約を解除しないものとされているとのことです。

また、アイネットは、本公開買付けにおいて、本不応募株式(アイネット)を応募しないものとされているとのことです。

(II) 本スクイーズアウト手続への協力

本応募・不応募契約において、アイネットは、本公開買付けが成立した場合、本スクイーズアウト手続を実施するために合理的に必要な協力（本スクイーズアウト手続を実施するための当社の臨時株主総会における賛成の議決権の行使を含みます。）を行うこととされているとのことです。

(Ⅲ) アイネットの誓約事項

本応募・不応募契約において、アイネットは、以下の事項を誓約しているとのことです。

(i) アイネットは、本スクイーズアウト手続が完了するまでの間、公開買付者以外の第三者との間で、アイネットが所有する当社株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付け又は本スクイーズアウト手続と実質的に抵触し又は本公開買付け若しくは本スクイーズアウト手続の実行を困難にする取引（当社株式の追加取得を含む。）及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとする。また、アイネットは、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、かかる事実及び内容を通知するものとする。

(ii) アイネットは、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、当社の株主総会の招集請求権（会社法第 297 条）、議題提案権（会社法第 303 条第 1 項及び第 2 項）及び議案提案権（会社法第 304 条及び第 305 条第 1 項）その他の株主権を行使しないものとする。

(iii) アイネットは、本応募・不応募契約の締結日以降に、当社の株主総会が開催される場合、公開買付者の選択に従い、(a) 公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与し、又は (b) 公開買付者の指示に従って議決権を行使するものとする。

(iv) アイネットは、公開買付者の合理的な要請に従い、本応募（アイネット）の状況及び本応募（アイネット）に必要となる手続の履践状況について公開買付者に報告するものとする。

(Ⅳ) 表明保証事項

本応募・不応募契約において、アイネットは、(a) 設立及び存続の適法性及び有効性、(b) 本応募・不応募契約の締結及び履行に係る権限等、(c) 強制執行可能性、(d) 許認可等の取得、(e) 法令等との抵触の不存在、(f) 倒産手続等の不存在、(g) 反社会的勢力の不存在、並びに (h) 当社株式の所有を表明保証しているとのことです。

また、本応募・不応募契約において、公開買付者は、(a) 設立及び存続の適法性及び有効性、(b) 本応募・不応募契約の締結及び履行に係る権限等、(c) 強制執行可能性、

(d) 許認可等の取得、(e) 法令等との抵触の不存在、(f) 倒産手続等の不存在、並びに (g) 反社会的勢力の不存在を表明保証しているとのことです。

(参考) 2024年2月22日付『株式会社ペイロール(証券コード:4489)の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ』の訂正に関するお知らせ(別添)

以 上

2024年2月22日

各位

会社名 株式会社 TA アソシエイツジャパン 1号
代表者名 代表取締役 浅田 泰輔

**「株式会社ペイロール（証券コード：4489）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
の訂正に関するお知らせ**

株式会社 TA アソシエイツジャパン 1号（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所のグロース市場に上場している株式会社ペイロール（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）並びに2017年12月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式並びに対象者の代表取締役社長であり対象者の第8位株主（2023年9月30日時点）である湯浅哲哉氏（以下「湯浅氏」といいます。）が所有する対象者株式及び本新株予約権の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。）を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための一連の取引の一環として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2024年1月25日より開始しております。

今般、公開買付者が、2024年2月22日付で、対象者の株主である株式会社アイネット（以下「アイネット」といいます。）との間で、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、アイネットが本公開買付け及びその後に予定される株式併合の後に対象者の株主として残ることを避ける観点から、アイネットが所有する対象者株式（所有株式数：1,000,000株、所有割合：5.43%）の一部（所有株式数：279,100株、所有割合：1.52%）を本公開買付けに応募すること、及び、当該応募に係る対象者株式以外に所有する全ての対象者株式（所有株式数：720,900株、所有割合：3.92%）は本公開買付けに応募しないものの、本公開買付け後に対象者の株主を公開買付者及び対象者の代表取締役社長であり対象者の株主である湯浅氏のみとするための手続きに協力することを内容とする契約を締結したこと、公開買付者が、買付予定数を変更し、かつ、当該アイネットが応募しない対象者株式の数に相当する分だけ買付予定数の下限を引き下げることを決定したこと（変更前の買付予定数：17,409,601株（所有割合：94.61%）、変更後の買付予定数：16,688,701株（所有割合：90.69%）、引下げ前の買付予定数の下限：11,275,800株（所有割合：61.28%）、引下げ後の買付予定数の下限：10,554,900株（所有割合：57.36%））、本公開買付けの成立後に臨時株主総会を開催する場合の開催予定時期を変更したこと、並びに、対象者が、2024年2月14日付で第7期第3四半期に係る四半期報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書（2024年2月9日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事由が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び修正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、公開買付者が2024年1月24日付で公表した「株式会社ペイロール（証券コード：4489）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

（訂正前）

<前略>

また、公開買付者及び公開買付者親会社、並びに TA が投資助言を行う投資ファンドであり、本公開買付けの成立を条件として公開買付者親会社に出資を予定している TA ファンドは、対象者の第8位株主である湯浅氏

との間で、2024年1月24日付で、湯浅氏が所有する対象者株式（所有株式数：726,000株、所有割合：3.95%）及び本新株予約権（所有新株予約権数：2,660個（目的となる株式数：266,000株、所有割合：1.45%））の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。）（以下「本不応募株式等」といいます。）を本公開買付けに応募しない旨並びに本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者及び湯浅氏のみとするための一連の手續及び本取引後の対象者の組織再編の実施等について定める不応募契約を締結しております。

（訂正後）

<前略>

また、公開買付者及び公開買付者親会社、並びにTAが投資助言を行う投資ファンドであり、本公開買付けの成立を条件として公開買付者親会社に出資を予定しているTAファンドは、対象者の第8位株主である湯浅氏との間で、2024年1月24日付で、湯浅氏が所有する対象者株式（所有株式数：726,000株、所有割合：3.95%）及び本新株予約権（所有新株予約権数：2,660個（目的となる株式数：266,000株、所有割合：1.45%））の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。）（以下「本不応募株式等（湯浅氏）」といいます。）を本公開買付けに応募しない旨並びに本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者及び湯浅氏のみとするための一連の手續（以下「本スクイーズアウト手續」といいます。）及び本取引後の対象者の組織再編の実施等について定める不応募契約を締結しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、対象者の第6位株主である株式会社アイネット（以下「アイネット」といいます。）（所有株式数：1,000,000株、所有割合：5.43%）との間で、2024年2月22日付で、アイネットが本公開買付けの後に予定される株式併合の後に対象者の株主として残ることを避ける観点から、本公開買付けの終了後にアイネットの所有する株式数が湯浅氏の所有する株式数を下回るよう、アイネットが所有する対象者株式の一部（所有株式数：279,100株、所有割合：1.52%）を本公開買付けに応募すること、及び、当該応募に係る対象者株式以外に所有する全ての対象者株式（所有株式数：720,900株、所有割合：3.92%、本不応募株式等（湯浅氏）と併せて、以下「本不応募株式等」と総称します。）は本公開買付けに応募しないものの、本スクイーズアウト手續に協力することを内容とする応募・不応募契約を締結しております。

（5）買付予定の株券等の数

（訂正前）

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
17,409,601株	11,275,800株	一株

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（11,275,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けていないため、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の最大数（17,409,601株）を記載しております。当該最大数は対象者潜在株式勘案後株式総数（18,401,601株）から、本公開買付けに応募しない予定である湯浅氏が所有する対象者株式（726,000株）及び本新株予約権の目的となる対象者株式（266,000株）の合計（992,000株）を控除した株式数（17,409,601株）です。

<後略>

（訂正後）

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
16,668,701株	10,554,900株	一株

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限

(10,554,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けていないため、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の最大数(16,688,701株)を記載しております。当該最大数は対象者潜在株式勘案後株式総数(18,401,601株)から、本公開買付けに応募しない予定である湯浅氏が所有する対象者株式(726,000株)及び本新株予約権の目的となる対象者株式(266,000株)並びにアイネットの所有する本不応募株式(アイネット)(720,900株)の合計(1,712,900株)を控除した株式数(16,688,701株)です。

<後略>

なお、上記の詳細は、本公開買付けに関して公開買付者が2024年2月22日に提出する公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースに記載されている情報には、公開買付者、対象者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者が現時点で把握可能な情報から判断した公開買付者の現時点における見通しに基づくものであり、実際の結果は、多様なリスクや不確実性により、公開買付者の見通しとは大きく異なる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。